

# 国立大学法人東京外国語大学大学院 第一種奨学金返還免除候補者選考委 員会規程

〔平成17年 1月18日〕  
規則第1号

改正 平成21年 3月31日規則第99号  
平成31年 4月 1日規則第109号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号。以下「政令」という。）第8条第2項の規定に基づき、東京外国語大学大学院総合国際学研究所（以下「大学院」という。）に設置する第一種奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 選考委員会は、政令第8条に規定する「特に優れた業績による返還免除」に関し、貸与期間終了年度に返還免除の認定を受ける者として独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）へ推薦する者（以下「免除候補者」という。）及び、博士後期課程の入学年度に第一種奨学金の貸与を受け、返還免除の内定候補者として機構へ推薦する者（以下「内定候補者」という。）の審査を行うため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学内募集に関する事。
- (2) 学内選考に関する事。
- (3) 推薦手続きに関する事。
- (4) その他返還免除に係る審査に関する事。

(組織)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した副学長1名
- (3) 研究科長
- (4) 副研究科長
- (5) 大学院博士前期課程及び博士後期課程の各専攻長
- (6) その他学長が指名する者

(任期)

第4条 前条第5号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員の中からあらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

4 選考委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって、議事を開くことができる。

2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 選考委員会は、専門的事項を調査研究するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、選考委員会の推薦に基づき、委員長が指名する。

3 専門委員会は、専門的事項の調査研究が終わったときに廃止する。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、免除候補者及び内定候補者選考に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年1月18日から施行する。

2 この規程施行の際、最初に選出される第3条第5号及び第6号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程は、平成31年1月29日から適用する。